

史料紹介—小木町敦賀屋文書

原 直史

はじめに—文書群の概要

本稿で紹介する小木町敦賀屋文書は、新潟県刈羽郡刈羽村寺尾の善照寺が所蔵していた屏風の裏張りとして使用されていたもので、一九八八年に同寺から新潟大学に寄贈を受けたものである。その後矢田俊文氏が学生とともに整理作業を行い、比較的原型をとどめている文書を抜き出し、これらはまとめて封筒詰めをして保管されていた。ただし糊づけされたままの束がなお残っており、整理作業は途中で中断していた。

一九九四年に原が新潟大学に着任して以降、矢田氏よりこれらの文書の管理を引き継いだ。が、整理作業を中断したままの形で保管してきたに留まった。そこで今回は、当文書群の整理を全うし活用するための第一ステップとして、矢田氏らによってすでに抜き出されていた分について目録を作成し、若干の史料を翻刻して紹介することとした。

末尾に付した表から明らかのように、今回確認した文書は全七二点である。屏風を所有していた善照寺に關係すると思われる文書もあるものの、ごくわずかであり、大部分が小木町の商家敦賀屋笠木家に関わる文書であることが特徴的である。

このことから、小木町敦賀屋文書が反故紙としてまとまった形で善照寺にもたらされ、善照寺文書とともに屏風の裏張りとして利用された、という経緯を推測することができよう。ただし善照寺と敦賀屋笠木家の關係は確認できず、こうした反故紙が何らかの個人的な縁でもたらされたものか、流通したものかは判断できない。なお商家文書と見られるものの中には、敦賀屋ではない者に宛てられた書状なども含まれているが、例えば表3の三七・三八・四二・四五のように、それらがまた敦賀屋宛のものともまっている例がみられることから、他家の所蔵文書が混入しているというよりは、これらも何らかの事情で敦賀屋においてまとめて保管されていたものと推測される。従って少数の善照寺文書を除いた裏張り文書の大部分は、まとめて敦賀屋文書と考えて良いと、現時点では判断している。

この敦賀屋笠木家は、後に見るように廻船問屋としての活動をしていたことから、小木町において古い由緒を持つと伝えられている問屋のひとり、笠木治部左衛門との關係が推測できるが、この治部左衛門の屋号は「笠木屋」であり「敦賀屋」ではない。この他管

見の限りで小木町に敦賀屋を名乗る問屋・船宿は確認できない。もっとも敦賀屋文書の中心的な年代と見られる一八世紀後期⁵⁾における問屋・船宿の構成を知ることが出来る史料自体が確認できず、敦賀屋の素性については不明なことが多いと言わざるを得ない。現地調査を含め今後の課題である。

以下の節では、文書の内容に即して若干の翻刻と紹介をしていくことにする⁶⁾。なお表には記していないが、今回一覽表にした文書はすべて一紙物である。

一 送り状類

〔新瀉敦賀屋吉左衛門鉛送り状〕

積送申荷物之事

一、鉛 貳拾壹箇 封印(角印)

内十八固拾貫匁

三固拾壹貫匁 此運賃丁錢貳貫百文

右者佐州 御用鉛於当地積渡申候、着船之節改御請取可被成候、尤運賃・積酒手共ニ此方ニ而相渡申候、万一海上之儀可為御法候、為其送状如件

越後新瀉

ツるかや

明和六丑年六月廿九日

吉左衛門(印文「越後新瀉敦賀屋」)

佐州小木

笠木弥惣兵衛殿

船頭うたみ村

兵作殿

【解説】

運賃積輸送に伴う文書が送り状である。この場合佐渡金銀山で用いる鉛の輸送であるから、荷の宛先が文書の宛先になっているのではなく、笠木弥惣兵衛(敦賀屋)が小木湊で荷扱いをする主体として宛先となる。他の送り状と異なり歌見村(両津市)の船頭も宛先

となっているが、これが笠木家所持船の沖船頭であるか否かは不明。いずれにせよまず小木敦賀屋がこうした港湾での荷扱いを行っていたことが判明する。

〔大坂久宝寺屋半兵衛送り状〕

(前欠)

ノ五拾貳箇 封印(角印)

右者佐州相川式丁目野本佐左衛門殿行

右之通南久五郎船積入差下申候、御地着岸之砌荷物御改無相違御受取被下、早速荷主へ御届ケ可被下候、尤当地より御地迄船賃銀之儀者、此方払相済申候、万一海上之儀は可為御法也、仍而送り状如件

安永貳年

大坂久宝寺屋

巳五月廿六日

半兵衛(印文「問久宝」)

佐渡小木湊

敦賀屋弥物兵衛殿

【解説】

前欠文書で荷の内容が不明だが、大坂から相川町二丁目の商人に宛てられた荷を、敦賀屋が扱っている事がわかる。敦賀屋の扱う範囲が、先に見た新潟など近隣の船に限らず、広い範囲から来る船に及んでいたことを示している。

〔大坂長浜屋吉兵衛送り状〕

粟嶋庄八船荷物送り状之事

〔ざと入山二〕印

封此印(角印・印文「長吉」)

一、沓丸 拾五番

間鍋入

一、式樽 拾六番・拾七番

ロウハ入

一、沓丸 拾八番

硯石造合

ノ荷数四品

此運賃銀諸入目共大坂払
右之荷物入津次第能々御改御請取可被成候条、為其荷送り状如件

辰 大坂

五月廿五日 長浜屋吉兵衛（印文「大坂思案橋筋折屋町長浜屋」）

佐州小木

（後欠）

「大坂長浜屋吉兵衛送り状」

（前欠）

一、沓櫃 五拾六はん 菜種入

一、沓箇 五拾七はん 古綿入

一、沓丸 六拾はん から紙

一、八丸 京下り瀬戸物入

一、式丸 六拾沓はん・六拾式はん といし造合

荷数合五拾式品

此運賃諸入目不残大坂払相済

右之荷物入津次第能々御改御請取可被成候条、為其荷送り状如件

辰 大坂

五月廿五日 長浜屋吉兵衛（印文「大坂思案橋筋折屋町長浜屋」）

佐州小木宿

笠木弥惣兵衛殿

佐州沢根宿

金子屋伊右衛門殿

荷主佐州相川式丁目

野本佐左衛門殿行

【解説】

ともに完全に残っていないが、同時に作成されたものとみられる。長浜屋吉兵衛は「難波丸綱目」に遠国向けの飛脚宿として載っている人物かと思われる。最終的な荷の宛先である相川町二丁目の野本佐左衛門は、先の久宝寺屋の送り状と同じ。敦賀屋とともに沢根町の金子屋にも宛てられている点が興味深い。沢根町も湊町であり、具体的にどのような経路での輸送が想定されていたのかが、論点となろう。

〔笠木弥三兵衛他塩預証文〕

預申塩之事

一、竹原塩百四拾老俵 但 金老両ニ付拾貳俵半替、両替五メ五百文替
代金銭

一、荒井塩九拾老俵 但 直ハ右同断、三ツ切之積り

代金銭

右之塩髓ニ預申所実正ニ御座候、済シ方之儀者来午二月切ニ、金銭勝手次第を以皆済可仕候、為後日之塩預証文仍而如件

小木町塩預り主

安永二年巳九月十五日

田辺八左衛門（印・消印済）

同所

笠木弥三兵衛（印・消印済）

渡部源七郎殿

【解説】

これは送り状ではないが、便宜上ここに掲げた。商品として陸揚げされた竹原（広島県竹原市）・荒井（兵庫県高砂市）といった瀬戸内の塩を、担保として預かり、金銭を融資した際の証文である。消印済であることから、金銭の返済に伴って証文が差出人の笠木家に戻され、そのまま敦賀屋笠木家に保管されたものである。

二 仕切状・受取状類

〔敦賀屋弥三兵衛売仕切状〕

仕切

一、織草五拾五丸

皆掛式百貫五百目 沓ノ九百「」

内式拾式ノ五百目のせ「」

正味百七拾九貫九百目

直ハ六百五拾文かへ

代錢拾沓貫五百八拾文

一、同拾式丸

皆掛五十ノ八百目

内四貫八百目のせ引

正味四拾六ノ目

直ハ四百五拾文かへ

代錢沓ノ九百三十四文

二口ノ拾三ノ五百拾八文

内式百六十八文 口錢

七百三十六文 庭錢

ノ沓貫八文

引残り拾式貫五百拾文

右之通り売払代錢不残相渡し申候処、仍如件

小木宿

明和七寅閏六月二日

敦賀屋弥三兵衛（印文「佐州小木敦賀屋」・消印済）

利市丸平六殿

【解説】

売買が成立した際に商品の種類数量・代金・手数料等を明記して作成されるのが仕切状である。前節の送り状に加えてこの仕切状が残っているということは、敦賀屋が単なる運輸面での荷扱いのみならず、商品売買の局面を担っていたことを示している。ここでは「織草」の代金から口銭・庭銭（場銭）が差し引かれて渡されていることから、買積み廻船である利市丸から敦賀屋が積み荷の売却を委託されたことが判明する。こうした廻船からの売買の委託を受けることが、一般に湊町の廻船問屋の業務の中核であった。この文書は再三にわたり数値に訂正が加えられている（翻刻では最終的な数値のみを記した）あげく、消印して反故となったとみられる。敦賀屋発給の仕切状が敦賀屋に伝来したのはそのためである。

〔落屋孫右衛門買仕切状〕

（前欠）

合金壹兩三分

五匁九分貳厘

此錢三百九拾九文

右之通代金指引表ニ而受取申候、以上

已

落屋

五月廿九日

孫右衛門（印文「越後新潟落屋」）

敦賀屋

八兵衛殿

【解説】

前欠文書であり総額しか分からないが、代金を受け取ったとあるので、新潟の間屋落屋が敦賀屋八兵衛から商品の買いを委託されて作成した買仕切とみられる。八兵衛は敦賀屋弥三兵衛が所持した船の沖船頭である可能性もある。

〔久次郎買仕切状〕

覚

一、 地米貳表

廿七俵かへ

代金貳歩廿四匁五分

外ニ壹匁三分九リ まし

メ金三步四分九リ

此せん貳拾三文

右之通ニ御座候、已上

久次郎（印文「羽州酒田□上」）

寅七月廿二日

敦賀や徳十郎様

【解説】

酒田（山形県酒田市）の久次郎による米代金の書き出しとも思えるが、「まし」として手数料が加えられているので、久次郎は買いを委託された問屋であり、本文書は買仕切状の性格を持っていると判断した。徳十郎は前出の八兵衛同様沖船頭の可能性がある。

〔井筒屋伊右衛門買仕切状〕

覚

一、 油耆樽

貳斗三升八合替

正耆斗七升耆合五勺

代金貳歩ト

錢耆貫百三拾六文

外ニ

百七拾耆文 御役錢

百文 利付錢

小以貳百七拾沓文

金貳歩卜

錢合沓貫四百拾沓文

右之通ニ御座候、以上

卯七月十日

井筒屋伊右衛門店

敦賀屋弥三兵衛殿

【解説】

これも手数料類を足していることから、井筒屋が敦賀屋の買いを委託されて作成した買仕切状と判断した。

〔弥三兵衛紙代等書出〕

覚

一、七拾五文

杉原沓状

一、六拾四文

らうそく式丁

一、四百九拾沓文

水油沓升九合

一、六拾文

ひん付沓本

一、三拾六文

たはこ沓わ

辰十二月十四日

小木町

弥三兵衛

伝兵衛様

【解説】

商品代金の請求書と見られる。杉原紙・蠟燭・水油・鬢付け油・煙草など多彩な品物の少量小売りであり、敦賀屋の商活動の多彩さを物語っている。なお敦賀屋発給の当文書がなぜ敦賀屋に伝来したのかは不明である。

〔小紙等送り先覚〕

覚

一、小紙沓メ 大工町十五郎行

五分

一、中保三メ 同人行

沓匁三分

一、そうめん沓俵 同人行

八分

一、かりやす五メ五百目 同人行

沓匁三分

一、干うとん沓俵 沓丁目弥三兵衛行

沓匁三分

一、昆布七把 同人行

九分

【解説】

大工町・一丁目などの記載から、相川行き荷の概観とみられる。一丁目の弥三兵衛は同名の別人であろう。前の文書と異なりこちらは比較的まとまった量の商品であり、商人宛の御売りとみられる。付されている金額は代金としては少額に過ぎ、手数料か運賃の記載であろう。

〔問屋仲間場銀覚〕

申六月分場銀

覚

五月十五日よりこし

一、火打もくき四百三拾匁

元売六百八拾八文

同

一、革きせる緒十

同百三拾文

一、かんてん三拾本

同六拾文

三口元売合八百七拾八文

場錢九文

一、茶三斤八分

銀三厘

此口口五月より越分

六月六日

一、染(カ)拾反

銀壹分六厘

下り荷物羽田吉左衛門分

一、大五ッ

銀四匁

一、中七ッ

同式匁壹分

一、小七ッ

同壱匁四分

メ十九

一、鮮六束

銀六厘

メ錢九文

銀七匁七分五厘

式口錢三百九拾三文

三百八拾九文 七月十二日ニ受(カ)半四郎ニ渡る

七月

弥三兵衛殿

問屋仲間

【解説】

場錢・場銀は幕府の小木番所に納める一種の出入港税である。前掲の敦賀屋仕切状でみたように、場錢は問屋の収入となる口錢とともに仕切状表で請求された。すなわち問屋が場錢取立業務を代行していたのである。こうした場錢取立をはじめ、様々な番所の業務を担う小木の廻船問屋は、幕府より番所付問屋として把握され、特権を持っていた。

当文書はこうした場錢の処理に関する文書とみられる。敦賀屋弥三兵衛が差出人の問屋仲間の構成員であるか否かによって、異なる解釈が可能であろう。

三 書状類

〔木崎吉兵衛書状〕

春陽之御吉兆不可有休期申納候、倍御勇健ニ可被遊御越年、目出度奉存候、当方無異儀越年仕候、仍而初相庭之事

一、上古米類 壱斗八升五七合かへ

一、同中下 壱斗九升七八合かへ

一、丹後上新米 壱斗八升七八合かへ

一、同中下 壱斗九升七八合かへ

- 一、同餅米 壹斗八升五七合かへ
 - 一、越後新米 壹斗九升貳三合より貳斗三五合かへ
 - 一、同新大豆 貳斗壹升七八合より貳升かへ
 - 貳斗貳升七八合より三升かへ
 - 一、同古大豆 貳斗三四升かへ
 - 一、新小豆 壹斗五六升より八九升かへ
 - 一、荳粕 九匁五分より拾匁
 - 一、干か 三匁貳三分より七八分
 - 油物五六匁
 - 一、小判 六拾貳匁
 - 一、たね 初物 六十八九匁
 - 一、荳草 七拾四五匁
 - 一、胡麻 白 百五匁
 - 黒 七拾七八匁
 - 一、長割 貳メ壹貳百より三五百
 - 一、中割 三メ壹貳百より三五百
 - 一、すく 拾七匁七八分
 - 一、線綿 拾九匁五分
 - 一、桐油 貳拾三匁八分
 - 一、西しほ 七斗七八升
 - 銀両かへ 五拾九匁貳三りん
 - 錢両ニ 丁五メ五拾貳文
- 右之通御座候、尤諸国共取実相応ニ御座候得共、当地有米払底仕候故、捌方宜御座候、当境御用不相替被仰付可被下奉頼上候、猶期永陽之時候、恐惶謹言

正月八日

木崎吉兵衛（印文「若州小浜木崎」）

笠木弥三兵衛様

人々御中

【解説】

当敦賀屋文書の半数以上が書状類である。その時々を用を足すための書状は、まとめて反故になりやすい文書であるといえる。中でも特徴的なものはここであげたような年頭挨拶状で、その地の初相場を記し商況を報知するのが、湊々の廻船問屋の年頭挨拶状の一般的なパターンであった。こうした相場情報に基づいて委託売買の注文を出し、また買積み船ならば実際に訪れるのであって、問屋にとつてこのような相場情報の報知は、営業活動の大切な一環であったのである。

この小浜（福井県小浜市）の木崎も廻船問屋であったと思われる。当時小浜で取り引きされた主要な商品が判明する。〇〇かへ（替）とある穀物類の価格は、銀一〇匁あたりの量目で表記されていると思われる。

【京屋次左衛門書状】

新春之御吉慶何方茂追（カ）而目出度申納候、先以御揃御堅勝ニ可被遊御越年、珍重ニ奉存候、当方無異嘉年仕候、依而旧冬壳留相庭之事

- 一、当所蔵米 廿七俵三步
- 一、村上蔵米 廿八俵貳歩
- 一、同三田米 廿九俵より半
- 一、長岡蔵米 廿五俵七歩
- 一、大豆 三十四俵より三十三俵
- 一、小豆 壱石五斗六升
- 一、竹原塩 七俵くらい
- 一、くりわた 三十七両より三十六両
- 一、木綿 十一反より十五反
- 一、古手 十六七両
- 一、砂糖 白 十五斤

玉 四拾五斤

一、たね物 式匁くらい

一、きり油 式匁五九分

一、鯉ふし 十匁匁

一、くじら 十式匁より九匁匁

一、ゑかす 九拾匁匁

一、能登ふり 十三兩式より九兩式歩

一、てつ 長 十四五匁

中 廿五匁

一、丁銭 四匁三百文

右之通御座候、年明売買無御座候、相替様跡より可申上候、御用事被仰付可被下候、尚期永日之時候、恐惶謹言

正月十一日

京屋次左衛門（印文「越後寺泊京屋」）

笠木弥三兵衛様

【解説】

同様に寺泊町の京屋による年頭挨拶状である。年明け以降は売買がなく、旧冬の留相場が記されている。なおこちらの米相場は、金十兩あたりの量目で記載されているとみられる。末尾の「丁銭」は金一兩あたりの銭相場である。

〔魚屋次郎八書状〕

猶々当所沖口石物出入御免御座候間、御手船御入津奉待候

改年之御吉賀何事も重畳目出度申候、然者先以其御表御揃弥御勇勝可被遊御越歳、大慶奉存候、当方無異儀加年仕候

一、当国去田作、昨秋頃風聞とハ違存之外取実能、十分与申事ニ御座候、大豆ハ出来不宜候、此末上方景気次第高下可仕候、仍而旧冬
売留相場之事

一、御蔵米四斗六升入 拾八匁五七分

一、町米 拾七匁八九分

- 一、大豆 拾八九匁
- 一、小豆 貳拾匁五六分
- 一、大麦 九匁五六分
- 一、小麦 拾五匁七八分
- 一、なたね 拾匁 壺斗四升
- 一、くりわた六匁匁 備中百七八匁
- 米子百五匁
- たんハ同事
- 一、石見長わり廿匁匁 九拾五六匁より百匁
- 一、出雲小わり同 九拾五六匁
- 一、中わり卅匁匁 百匁より百五六匁
- 一、銚同 四拾貳三匁
- 一、塩 六拾匁 立之浜廿七表
- 竹原九俵
- 一、鯡 六拾匁 四拾貳三束
- 一、身欠四千入 廿五六匁より三拾匁
- 一、数の子 十匁匁 拾六七匁
- 一、たね油六拾匁五本 貳斗程
- 一、きり油 貳斗一升
- 一、荏粕 十匁匁 八匁五分
- 一、干いか百把 佐渡卅五六匁より四拾匁
- 越中卅匁より卅四五匁
- 一、干か類 なし
- 兩替 六拾貳匁三分
- せん両ニ丁五貫中

一、たはこ 百六拾匁下

山中五分五りん五分

留木四分五りん五分

所口四分三分五りん

庄内五分五りん

一、鮪 拾匁匁

拾匁式匁

一、越後鯛(カ) 拾本

式拾匁位

両かへ七拾匁

右之通御座候、当地御用不相替被仰付可被下候、尚期永日之時候、恐惶謹言

正月五日

うおや次郎八(印文「越前三国魚屋」)

笠木弥三兵衛様

【解説】

三国湊(福井県三国町)の魚屋によるもの。相場に影響する作柄の報告があるほか、各商品の単位数量が明記されている丁寧なものである。注目されるのは冒頭部の追伸で、「御手船」の入津を待つと書き添えられていることから、敦賀屋が廻船を所持し、船主としての活動もしていたことが判明する。

「佐藤勘十郎書状」

(上書き・表)

「小木中町ニ而

佐藤

笠木弥三兵衛様

勘十郎

人々御中

(上書き・裏)

「

赤泊より

猶々申上候、乍慮外御内室さまへよる敷御心得可被下候

一筆致啓上候、先以此中ハ罷越緩々預御地走ニ、忝奉存候、弥御堅勝ニ可被成御座候段、珍重ニ奉存候、私義も無事ニ罷あり申候、且又上々くりわた彦本今日御買、則河原田甚兵衛殿迄御出シ可被下候、みせ今日売切申候所、又々今日彦本御買被成候而、川原田へ御出可被下候、水油袴樽御買置可被下候、此中詭置候そうめん忝俵此者ニ御渡し越可被下候、乍御世話奉願上候

一、九六銭六メ文差越申候、御請取置可被下候、諸事米相場御しらせ可被下候、何角乍御世話奉願上候、取紛早々以上
四月三日

【解説】

繰綿・水油・素麺などの注文に関する商用書簡である。買注文を出している赤泊（赤泊村）の佐藤勘十郎と、繰綿の送り先となっている河原田（佐和田町）の甚兵衛との関係が今ひとつ不明であるが、小木の敦賀屋と、同様の湊である赤泊の佐藤の連携により、佐渡へ全国各地の商品が流通していたことが具体的に分かる興味深い史料といえる。

【葛野六十郎書状】

（上書き・表）

「小木仲町ニテ

笠木弥三兵衛様

葛野六十郎

（上書き・裏）

「メ

相川より

」

以手紙申上候、此間ハ御重々敷奉存候、弥其御地御家内中様御堅勝ニ可被成御座、珍重奉存候、爰元不相替罷有候

一、此度村田仙吉殿伊勢御参宮被致候ニ付、船場其御地へ罷越被申候、初而之儀ニ御座候間、乍御世話貴所様へ罷越被申候様兼而申談置候間、諸事万端乍御世話奉願上候、尤当所より外之衆中も五六人、是も六日ニ爰元出立、是又貴所様へ皆々罷越被申候積ニ兼而咄御座候間、左様思召可被下候、取込故早々申上候、以上

五月四日

【解説】

相川の葛野からのこの書状では、伊勢参宮に向かう村田仙吉らの世話を敦賀屋に依頼している。廻船問屋の業務の一面は宿屋でもあ

り、こうした旅客の世話もまた行っていたことが判明する。

〔菊屋弥一郎書状〕

(上書き・表)

〔小木町

菊屋

笠木弥三兵衛様

弥一郎

(上書き・裏)

より中興

急便りニ一筆致啓上候、先以此中ハ罷越緩々預御馳走忝奉存候、左候得ハ其節ハ無抛銭御無心申近頃忝奉存候、其後ハ為替ニ致度故申越候処、是迎も不足ニて無々御手支ニ可有御座と奉察入候、尤近日中ニ差越可申候、扱又ハ此中ハもち米付越候処、乍御世話御払可被下候、尤米之義ハ何方迄も御受合被成候而も不苦候、すいふんよろしく御払可被下候、何様心事得貴顔御礼旁(カ)急便故帥々申上候、以上

四月廿日

【解説】

借用した銭の返済に関する要件と、餅米の売却を委託する内容を記したこの書状は、国仲平野内陸部の中興村(金井町)菊屋からのものである。敦賀屋の商圏の広がりを知ることができる。

〔日瑞書状〕

尚々山首(カ)御貫主六月初御入山ニ候間、不相替万端御世話頼入候、以上

一書致啓達候、先以其御地無別条、家内皆々御堅固ニ御暮候半与珍重存候、手前事道中無難身延迄十月中ニ罷越、随分息災相暮候、然者在嶋之間者別而心安致対面、種々御厚情之程感心仕、忝奉存候、逗留之間も至而御心附、大勢之者共迄皆々忝奉存候、御内室初善治郎殿等(カ)、能々御心得頼入候、斎藤清左衛門殿・桃井清兵衛殿・同御老母・中川儀兵衛殿、以別紙申可入候得共、此節多用不能其儀候、能々御心得頼入候、瑞頭(カ)息災二十月且林新来申付相勤候、只無資縁ニて致迷惑候間、少々宛も御心附頼入候、木戸村親父初一家中江も便之節宜頼入候、此節取込早々申残候、不具仏首

二月十四日

笠木弥惣兵衛様

隠居

日瑞(花押)

【解説】

当文書群中には僧侶よりの書状がいくつか見受けられる。この日瑞書状は、身延山に登った僧侶が、佐渡在任中の礼を述べ、後任の者などへの心添えを依頼するものであるが、宜しく伝えて欲しいと名があげられている者に、中川儀兵衛(盛屋)・桃井清兵衛(和泉屋)など、小木町の有力問屋が並んでいることが注目される。注(2)で触れたように笠木弥三(惣)兵衛の菩提寺は安隆寺であるが、この日瑞が同寺にいたか否かは不明である。なお当文書群中には現真野町の世尊寺日泰からの書状もあり、広範田の法華寺院との関係が想定できる。

おわりに

以上簡単に紹介してきたように、本文書群はある時期に不要と判断されて反故になったものであり、年代も確定できない断片的なものが大部分である。しかし一旦「廃棄」された文書が偶々裏張りとして残ったということは、却って意図的に残された文書からは窺えない生の事実を伝えてくれる可能性を持っている、ということでもある。従来番所との関係や、西廻航路の風待ち湊としての性格に結びつけてのみ語られることも多かった小木町の廻船問屋について、その商品流通への関与のありさまを具体的に伝える貴重な史料として、当文書群は価値を持つのではないか。さらなる調査によってこうした具体像をより確かにしていくことが、今後の課題である。

注

- (1) 例えば表3の一〇は善照寺とともに真珠院(柏崎市長島)、金照院(刈羽村刈羽)、十楽寺(刈羽村大塚)など近隣の真言寺院が関係した江戸雑用割賦の関係史料であり、確実に当善照寺に伝わったものと判断できる。その他善照寺に伝わったと確認できるものは、表3の一があるのみである。
- (2) 『小木町史 村の歴史上』(一九七三)所収の過去帳によれば、敦賀屋笠木弥三兵衛の菩提寺は小木町の安隆寺という法華寺院であることが確認できる。
- (3) 例えば初相場を記した年頭挨拶状などが、沖船頭宛のものも併せて船主家に伝わっている例が各地にある。

- (4) 以下前掲『小木町史 村の歴史上』、『小木町史 史料集上』(一九七六)、『小木町史 史料集下』(一九七七)
- (5) 年代が明記されている文書は、商家文書とは言えず善照寺関係の可能性もある表2の二二を除くと、明和六年(一七六九)から安永2年(一七七三)である。
- (6) 翻刻に際しては旧字・異体字などは原則として常用漢字に改め、「より」の合字等も仮名で表記した。形態的に注記を要する部分などは「」でくくり、○内に注記を施した。破損部分は「」で示した。なお連続する文章については改行位置を反映せず、に続けて翻刻し、筆者の判断で適宜句点を施してある。

表1 敦賀屋文書送り状等一覧

	表題	年月日	差出人	宛先
1	積送申荷物之事	明和6.6.29	越後新潟ツるかや吉左衛門	佐州小木笠木屋弥惣兵衛殿
2	(送り状)	安永2.5.26	大坂久宝寺屋半兵衛	佐渡小木湊敦賀屋弥惣兵衛殿
3	栗嶋庄八船荷物送り状之事	辰.5.25	長浜屋吉兵衛(大坂思案橋筋折屋町)	佐州小木
4	(菜種等送り状)	辰.5.25	長浜屋吉兵衛(大坂思案橋筋折屋町)	佐州小木宿笠木弥惣兵衛殿他2
5	預申塩之事	安永2.9.15	小木町塩預り主田辺八左衛門・同所笠木弥三兵衛	渡部源七殿

表2 敦賀屋文書仕切状・受取証等一覧

	表題	年月日	差出人	宛先
1	覚(金銭勘定)	-.-.21	帳場	院代様
2	覚(玉砂糖等代金)	辰.11.25	泊屋店	弥三兵衛殿
3	(買仕切状)	寅.6.12	熊田五左衛門(府中今町)	角屋忠兵衛殿
4	仕切(織草等)	明和7. 閏6.2	小木宿敦賀屋弥三兵衛	利市丸平六殿
5	(仕切状断簡)	巳5.29	露屋孫右衛門(新潟)	敦賀屋八兵衛殿
6	覚(繰綿受取)	-.4.4	升屋安兵衛(佐州沢根)	敦賀屋弥惣兵衛殿
7	覚(銭配分)	-.-.-	-	-
8	覚(かます等代銭)	-.閏3.19	弥三兵衛	御番所
9	(たばこ扇子進上目録)	-.-.-	むめ	笠木弥三兵衛様
10	申六月分場銀覚	-.7.-	問屋仲間	弥三兵衛殿
11	覚(米代金)	-.8.3	泊屋総兵衛(佐州小木)	つるかや弥三兵衛殿
12	覚(米買仕切)	寅.7.23	久次郎(羽州酒田)	敦かや徳十郎様
13	覚(銭請求)	-.4-27	相川三助	小木町弥三兵衛様
14	覚(紙等代金)	辰.12.14	小木町弥惣兵衛	伝兵衛様
15	覚(金銭勘定)	-.10.晦	葛野弥三兵衛	笠木弥三兵衛殿
16	覚(小紙等送り先)	-.-.-	-	-
17	覚(油買仕切)	卯.7.10	井筒屋伊右衛門店	敦賀屋弥三兵衛殿
18	覚(紙等代金)	辰.12.14	小木町弥惣兵衛	伝兵衛様
19	覚(木綿代金)	子.10.-	和泉屋店	敦賀屋御店
20	覚(杉板通し切手)	亥.12.7	小木御番所	小木村与頭
21	文化九申年田畑小前并山手前覚	文化9.-.-	-	-

表3 敦賀屋文書書状類一覧

	表題	年月日	差出人	宛先
1	(年頭書状・相場書)	-.1.5	米屋市左衛門	塚本吉左衛門様
2	相場	-.7.11	庄内酒田	—
3	(年頭書状・相場書)	巳.1.11	笠木弥三兵衛	裡本佐左衛門様
4	(書状)	-.3-13	世尊寺日泰	笠木弥惣兵衛様
5	(書状)	-.4.20	菊屋弥一郎	小木町笠木弥三兵衛様
6	(書状)	-.4.3	佐藤勘十郎(赤泊)	小木中町 = 而笠木弥三兵衛様
7	(年頭書状・相場書)	-.1.吉	扇屋藤左衛門(直江津)	笠木弥三兵衛様
8	(年頭書状)	-.1.15	出雲屋庄兵衛	笠木弥三兵衛様
9	(書状)	-.5.4	葛野六十郎(相川)	小木仲町 = テ笠木弥三兵衛様
10	(書状・江戸雑用割賦)	-.5.7	善照寺他3	—
11	覚(米代金勘定)	午.3.-	弥兵衛	善照寺御納所
12	(書状)	-.5.吉	三日市太夫次郎秀方	—
13	(書状)	-.1.3	渋手村栄預	小木町笠木弥三兵衛様
14	(書状)	-.9.5	羽生勇順	中町笠木弥三兵衛様
15	(書状)	-. -. -	—	—
16	(書状)	-. -. -	木戸羽生勇順	笠木弥三兵衛様
17	(書状)	-.4.14	佐藤勘十郎(赤泊)	小木中町 = 而笠木弥三兵衛様
18	(年頭書状)	-.1.11	尾関伊助	敦賀屋弥三兵衛様
19	(書状)	-.2.14	隠居日瑞	笠木弥惣兵衛様
20	(書状)	-.5.25	新保源六・兵吉	敦賀屋弥惣兵衛様
21	(書状)	-.10.28	きち・つね	笠木弥三兵衛様
22	口上	-.3.5	羽生友順	つるかや笠木弥三兵衛様
23	(書状)	-.7.28	いせ屋庄助	—
24	(書状)	-.11.18	泊(カ)屋善右衛門	笠木弥三兵衛様
25	(年頭書状)	-.1.15	竹田庄右衛門	笠木弥三兵衛様
26	(書状)	-.6.25	玄的	笠木弥三兵衛様
27	(書状)	-.10.16	??村八兵衛	善之助との
28	(書状)	-.11.4	浅田源七(新保村)	小木町 = 而笠木弥三兵衛様
29	(書状)	-.2.10	瀧平二手院(京都宇治郡山科郷内藤野村)	—
30	(書状)	-.11.15	弥三兵衛(相川二丁目)	弥三兵衛様・六左衛門様
31	(書状)	-.5.25	達者村祐貞	小木中町 = 而笠木弥三兵衛様
32	(年頭書状・相場書)	-.1.2	京や次左衛門(寺泊)	敦賀屋弥惣兵衛様

	表題	年月日	差出人	宛先
33	(年頭書状・相場書)	- .1.11	杉山藤兵衛	笠木弥惣兵衛様
34	(年頭書状・相場書)	- .1.8	木崎吉兵衛 (若州小浜)	笠木弥三兵衛様
35	(年頭書状・相場書)	- .1.吉	木沢十次郎	敦賀屋八兵衛様
36	(年頭書状・相場書)	- .1.3	後藤治右衛門 (出雲崎)	敦賀屋弥三兵衛様
37	(年頭書状・相場書)	- .1.5	うおや次郎八 (越前三国)	笠木弥三兵衛様
38	(年頭書状・相場書)	- .1.5	魚屋次郎八 (越前三国)	本間伊兵衛様
39	(年頭書状・相場書)	- .1.11	京屋治左衛門 (寺泊)	笠木弥惣兵衛様
40	(年頭書状・相場書)	- .1.8	木崎吉兵衛 (若州小浜)	笠木弥惣兵衛様
41	(年頭書状・相場書)	- .1.5	魚屋次郎八 (越前三国)	山本五郎兵衛様
42	(年頭書状・相場書)	- .1.5	うお屋次郎八 (越前三国)	本間平兵衛様
43	(年頭書状・相場書)	- .1.11	京屋次左衛門 (寺泊)	笠木弥三右衛門様
44	(年頭書状・相場書)	- .1.5	佐々木八右衛門 (羽州本庄)	中川忠三郎様
45	(年頭書状・相場書)	- .1.5	魚屋次郎八 (越前三国)	伊藤藤兵衛様
46	(年頭書状・相場書)	- .1.5	堂 (カ) 嶋屋久左衛門	笠木弥三兵衛様